

石川労働局発表  
令和8年5月29日(金)

【照会先】

石川労働局 総務部  
労働保険徴収室  
室長 杉中 典之  
室長補佐 的場 紀斉  
電話 076(265)4422

報道関係者 各位

### 6月1日(月)から令和8年度労働保険年度更新の申告・納付手続きが始まります ～ 電子申請による申告が便利です ～

労働保険(※1)年度更新(以下「年度更新」という。)は、4月1日から翌年3月31日までの1年間(保険年度)を単位として、毎年、前年度の確定保険料の精算と当年度の概算保険料の申告及び納付を行う手続です(別添1参照)。

令和8年度の年度更新の手続き期間は、6月1日(月)から7月10日(金)までです。

令和8年度の雇用保険料率について、全ての業種において昨年度から変更となっております(別添2参照)。

なお、労災保険料率については、昨年度からの変更はありません。

電子申請は、入力や計算が効率的に行えるなど、メリットがたくさんありますので、電子申請の利用をお勧めしています。

電子申請の未利用事業場には初期設定の代行サービスなどのアドバイザー事業を実施しています(別添3参照)。

また、当局労働保険徴収室では電子申請体験コーナーを常設しており、電子申請の体験及び職員から説明を受けながら実際に電子申請による手続きを行うことも可能です。

年度更新に必要な書類は、厚生労働省(委託業者)から発送されます。

なお、資本金が1億円を超える法人等、労働保険の電子申請が義務付けられている事業場については、今年度の年度更新から申告書の送付がなくなりますので、電子申請での申告をお願いします(別添4参照)。

電子申請を利用していない事業場については、当局労働保険徴収室、各労働基準監督署及び集合受付会場(別添5参照)での受付や郵送による受付も行っています。

労働保険料の納付(支払)については、「口座振替納付」又は昨年度から年度更新でも利用可能となりました「電子納付(P a y - e a s y)」が便利です。

※1 「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。

※2 手続の詳細は、右の二次元バーコードを読み取り、石川労働局ホームページの掲載内容をご覧ください。



安心して働きたい！



令和  
8年度

申告と納付はお早めに

# 労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.1.月 ~ 7.10.金

- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
- 電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省年度更新お知らせページ

事業主・被保険者の皆さまへ

## 令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります)。
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です)。

## &lt; 令和8年度の雇用保険料率 &gt;

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		① + ② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業		<b>5/1,000</b>	<b>8.5/1,000</b>	5/1,000	3.5/1,000	<b>13.5/1,000</b>
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		<b>6/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	6/1,000	4.5/1,000	<b>16.5/1,000</b>
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

オンラインにアッサリ乗り換えよう

# 労働保険は電子申請

無料で  
初期設定を  
お手伝い  
します。

軽すぎて  
飛んでっちゃうっす~!



イメージキャラクター：  
ペパレス執事



コラボキャラクター：  
貝社員アッサリ

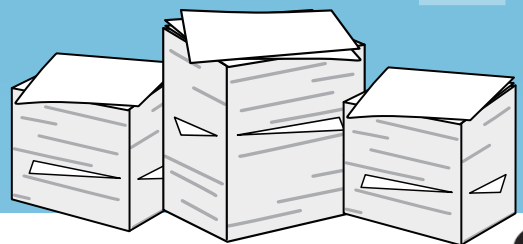
**GビズID**なら  
電子証明書なしで  
労働保険年度更新が  
**可能!**

いつでもどこでも手続可能!  
カンタン・スピーディーに申請!  
ムダな時間やコストも削減!



© 2026 TOHO CINEMAS LTD./DLE

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。



アドバイザーが無料で初期設定をお手伝いします。  
令和8年度電子申請未利用事業場アドバイザー事業  
詳細確認やお申し込みはホームページから!  
<https://denshi-shinsei.jp/>

スマホ  
からは  
コチラ!



# 無料でアドバイザーが 初期設定をお手伝いします

費用

0円

時間

1時間程度

場所

日本全国  
どこでも

お先に  
失礼しま〜す!

ご案内します!!

© 2026 TOHO CINEMAS LTD./DLE

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。



労働保険の電子申請に関する詳細は特設サイトへ

受託会社

株式会社パソナ

事務局お問い合わせ先

メール：denshi-shinsei@pasona.co.jp

電話：03-6261-2321

〈キトリ〉

## 労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ		フリガナ	
事業場名		担当者名	
TEL		メールアドレス (担当者)	
労働者数			
フリガナ			
住所	〒	—	

FAXでお申し込みの場合は、  
上記内容をご記入の上、  
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03-6261-2322

# 労働保険の年度更新に、電子申請を利用しましょう！

年度更新期間中は、都道府県労働局等の受付窓口が混雑しますが、電子申請はいつでもどこでも待ち時間なく申請が可能です。また、前年度に入力した内容をそのまま使えるなど、新しく記入する手間を減らせます。ぜひ電子申請の利用をご検討ください！



電子申請にはメリットがたくさん！！

## 電子申請の進め方

### 事前準備

電子申請には、①電子証明書またはGビズIDの取得、②パソコンの環境設定（ソフトのインストール）など、事前準備が必要です。  
電子証明書は、申請者が送信する電子データが原本であること、改変されていないことを証明するためのものです。  
必要な事前準備をまとめたガイドブックを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！（QRコードはこちら→）



電子申請の開始に必要な初期設定のお手伝い等を、**無料**で行っています。ぜひご活用ください！  
詳細は労働保険の電子申請に関する特設サイトをご覧ください！→



### 実際に電子申請してみましょう！

「e-Gov」電子申請から該当の手続を検索し、電子申請をしましょう。

The screenshot shows the e-Gov portal interface. At the top, there's a navigation bar with 'e-GOV ポータル', 'English', and search options. Below that, a banner reads '行政サービスや施策に関する情報をご案内します。政策に対する意見の提出ができます。' The main content area is titled 'e-Govのサービス' and features three large buttons: '電子申請' (Electronic Application), '法令検索' (Law Search), and 'データポータル' (Data Portal). A red speech bubble points to the '電子申請' button with the text '「電子申請」をクリック！'. Below this, the '手続検索' (Procedure Search) section is shown. It has a sub-header 'e-Govの電子申請対象手続' and a note 'e-Govで受付可能な手続が検索できます。'. There are two search methods: '状況から探す' (Search by Status) and '手続名称から探す' (Search by Procedure Name). Under '状況から探す', there are several dropdown menus for selecting criteria like '事業(所)の新規適用', '事業(所)の所在地又は名称等の変更', etc. A red speech bubble points to the '手続検索' button with the text '「手続検索」をクリック！'. Another red speech bubble points to the search input field and button, with the text '検索のキーワードに「年度更新申告」と入力し「検索ボタン」をクリック！'. At the bottom of the search area, there is a '検索' (Search) button.

具体的な電子申請の操作方法について、マニュアルを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！→



# 労働保険の電子申請が義務付けられている事業場は、 **今年度（令和8年度）の年度更新から 申告書の送付が廃止になりました！**

- 資本金が1億円を超える法人等は、その全ての事業場について、電子申請での申告が法令で義務付けられています※。
- **電子申請が義務付けられている事業場においては、今年度（令和8年度）の年度更新から、申告書の送付はありません。電子申請での申告をお願いします。**  
(電子申請が義務付けられていない事業場でも、電子申請を利用できます！) [電子申請の進め方は、表面をご覧ください>>](#)

## 電子申請の義務化とは

(電子申請が義務付けられている法人)

- **資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する  
拠出金の額が1億円を超える法人**
- **相互会社**（保険業法）
- **投資法人**（投資信託及び投資法人に関する法律）
- **特定目的会社**（資産の流動化に関する法律）

電子申請義務化対象事業場については、今年度（令和8年度）の年度更新から申告書の送付はありません。対象の事業場には、申告書の代わりに電子申請に必要な情報を記載した「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告 電子申請情報通知書」を送付しておりますので、電子申請での申告をお願いいたします。

なお、納付書については引き続きお送りいたしますので、金融機関・郵便局にて労働保険料・一般拠出金を納付いただく際にご利用いただけます。

**客観的に電子申請を行うことが不可能であると認められる場合（※）を除き、窓口で申告書の発行もいたしません。**

**「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告 電子申請情報通知書」が届いたが、資本金が1億円を下回る等、電子申請義務化の対象ではない場合は、所管の労働局までお問い合わせ願います。**

※ 以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により申告が可能です。所管の都道府県労働局労働保険徴収課（室）へご相談ください。

(1)電気通信回線の故障や災害などの理由により電子申請が困難と認められる場合

(2)労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合

## 石川労働局からのお知らせ

労働保険年度更新には、**便利な電子申請(e-Gov)**をご利用ください。  
(GビズIDアカウントは、無料で取得できます。)



電子申請特設サイト

下記の日時・場所において集合受付会場を設置いたしますので、最寄りの会場で申告いただくことも可能です。  
各労働基準監督署、石川労働局労働保険徴収室では、常時受け付けを行っています。

## 令和8年度 労働保険年度更新申告書 集合受付日程

## 金沢労働基準監督署管内

日	時	場	所	
7月7日	火	10:00~15:30	金沢駅西合同庁舎 6階 第1会議室	金沢市西念3-4-1
7月8日	水			
7月9日	木			
7月10日	金			
金沢労働基準監督署 労災第二課 常時受付(8:30-17:15)			〒921-8013 金沢市新神田4-3-10	金沢新神田合同庁舎3階 電話番号(076)292-7938

## 小松労働基準監督署管内

日	時	場	所	
6月17日	水	10:00~15:00	小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室	小松市日の出町1-120
6月18日	木		加賀地方合同庁舎 2階 会議室	加賀市大聖寺菅生イ78-3
6月24日	水		小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室	小松市日の出町1-120
7月1日	水		小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室	小松市日の出町1-120
7月2日	木		加賀地方合同庁舎 2階 会議室	加賀市大聖寺菅生イ78-3
小松労働基準監督署 労災課 常時受付(8:30-17:15)			〒923-0868 小松市日の出町1-120	小松日の出合同庁舎7階 電話番号(0761)22-4317

## 七尾労働基準監督署管内

日	時	場	所	
6月15日	月	10:00~15:00	七尾労働基準監督署 2階 共用会議室	七尾市小島町西部2
6月22日	月		七尾労働基準監督署 2階 共用会議室	七尾市小島町西部2
6月26日	金		ハローワーク羽咋 2階会議室	羽咋市南中央町キ105-6
7月2日	木		七尾労働基準監督署 2階 共用会議室	七尾市小島町西部2
7月6日	月		七尾労働基準監督署 2階 共用会議室	七尾市小島町西部2
七尾労働基準監督署 労災課 常時受付(8:30-17:15)			〒926-0852 七尾市小島町西部2	七尾地方合同庁舎2階 電話番号(0767)52-3294

## 穴水労働基準監督署管内

日	時	場	所	
6月11日	木	10:00~15:00	輪島地方合同庁舎 4階 共用会議室	輪島市鳳至町畠田99-3
6月18日	木		ハローワーク能登 2階会議室	鳳珠郡能登町字宇出津新港3-2-2
6月25日	木		輪島地方合同庁舎 4階 共用会議室	輪島市鳳至町畠田99-3
穴水労働基準監督署 労災課 常時受付(8:30-17:15)			〒927-0027 鳳珠郡穴水町字川島キ84	穴水地方合同庁舎2階 電話番号(0768)52-1140